

ポンペイ

ポンペイのことを知った時は大変な驚きだった。1900年も前の火山の噴火で埋もれた町並みがそのまま残っているという話なのだから。時を経て大人になった私はついにその地に立った。夢が実現した瞬間である。二日間、朝から夕方まで、都合12時間近く歩きまわった。サンドイッチと水だけを持って。歩きに弱い私が嘘の様に元気だった。一番驚いたのは選挙ポスター。日本で言えば弥生時代に民主主義。歴史の蓄積の差は確実にあると感じた。



(竹内)

消費税の「任意」の中間申告制度

消費税の課税期間は原則として1年とされていますが、前事業年度の確定消費税額が48万円(地方消費税額を 含まない 年税額)超の事業者に対しては、中間申告制度が義務付けられています。

直前の課税期間の 確定消費税額	48万円以下	48万円超～ 400万円以下	400万円超～ 4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数		年1回	年3回	年11回
中間申告提出・ 納付期限	原則、中間申告不要 ただし、任意の中間申告 制度あり(下記)	各中間申告の対象となる課税期間の 末日の翌日から2月以内		(省略)
中間納付税額		直前の課税期間の 確定消費税額の1/2	直前の課税期間の 確定消費税額の1/4	直前の課税期間の 確定消費税額の1/12
1年の合計申告回数	確定申告1回	確定申告1回 中間申告1回	確定申告1回 中間申告3回	確定申告1回 中間申告11回

(国税庁HPを加工)

この点、事業者の消費税納付にかかる資金繰りを平準化する目的で、前事業年度の確定消費税額が48万円以下の中間申告義務がない事業者でも、「任意」の中間申告(年1回・半期)を行うことができるようになりました。

法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(27年3月決算分)から、個人事業者の場合は27年分から適用されます。

この場合においては、

- ① 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を税務署長に提出する必要があること
中間申告書を提出しようとする課税期間の開始日から6月以内
- ② 任意の中間申告といえども、納期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があること
- ③ 中間申告書をその申告対象期間末日の翌日から2月以内の提出期限までに提出しなかった場合には、
「任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨」を記載した届出書があったものとみなされ、中間申告ができなくなる

といった点に注意が必要です。

(大寺)

10月の税務

- 1 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月15日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- 3 9月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- 4 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…10月31日
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…10月31日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…10月31日
- 7 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…10月31日
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…10月31日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…10月31日

厚生年金保険料率の変更は、お済みですか？

平成26年9月分から厚生年金保険料率が変わっています。

一般の被保険者 17.474%
(個人負担 8.737%)へ

算定基礎届の提出により決定した新しい標準報酬月額で計算してください。

平成26年10月から最低賃金が変わります。

時間額 679円(+13円)
発行日 平成26年10月1日



(徳永)

医療係

◆◆◆ 医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務 ◆◆◆

厚生労働省より、医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務についての通知(平成24年3月20日医政総発0330第4号 医政指発0330第4号)が出されています。

開設者である個人や医療機関の管理者(院長、施設長)については、「**原則として**当該医療法人の開設・経営上利害関係にある営利法人等(以下、MS法人)の役職員を兼務していないこと。」とされています。

以下のケースであれば例外を認めるとされています。

- ① MS法人から医療機関が土地又は建物を賃貸する商取引があり、MS法人の規模が小さいことにより、役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること
- ② 契約の内容が妥当であること

上記①、②のすべてを満たし、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないもの

また、「**医療法人の役員について**、MS法人の役職員を兼務していないこと。」とされています。例外として、**上記のほか**に、

- ③ MS法人からの物品購入、賃貸、役務の提供の商取引があり、医療法人の理事長ではないこと
- ④ MS法人の規模が小さく、役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること
- ⑤ 契約の内容が妥当であること

上記③、④、⑤の**すべて**を満たし、かつ医療法人の非営利性に影響を与えることがないもの

役員兼務を継続する場合には、上記条件をクリアしていることを確認する必要があります。

(田中)

リスナビ委員会

◆◆◆ 既契約の保険を見直したいが、健康状態に問題があり

新規加入できない方に「変換」という制度があります◆◆◆

変換とは、保険期間中であれば、既在の保険契約を同額の定期保険や終身保険の保険商品に換えることができる制度です。変換制度を利用すると健康状態の診査なしに違う種類の保険に変更することが出来ます。

定期保険にご加入の方

- 退職金準備がしたい
- 資金繰りに余裕が出来た
- 保障は継続したい

変換

終身保険へ

- 退職金準備が可能
- 変換時の年齢の保険料で計算する為、保険料が高くなる
- 保障は継続できる

終身保険にご加入の方

- 保険料が負担になった
- 保障は継続したい

変換

定期保険へ

- 保険料が安くなる
- 保障は継続できる

*保険会社によって取扱いが異なりますので、ご加入の保険会社にお問い合わせください。

保険は、加入時よりも保険金を受け取る時が重要となります。新規加入を検討される時は、変換制度について確認しておくことも重要です。

(さくらビジネス)

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

31日 労働者死傷病報告書の提出く休業4日未満7月~9月分>(労働基準監督署)

健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)

健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

労働保険料の納付く延納第2期分>(郵便局または銀行)

有期事業概算保険料延納額く8月~11月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

労災年金受給権者(7月~12月誕生月の者)定期報告

※ 社会保険労務士制度推進月間 全国労働衛生週間(1日~7日)

高齢者雇用支援月間 健康強調月間

中小企業退職金共済制度加入促進強化月間

◆◆◆ キャッシュ・フロー計算書について③ ~資金繰り表の作成方法~ ◆◆◆

会計制度

今回は、資金繰り表の作り方について解説していきます。資金繰り表は、通常、以下のような順序で作っていきます。

- ① お金が入ってくる取引、出ていく取引を把握する。
→ 売上、仕入取引のほか、給料の支払いなどお金の出入りがあるあらゆる取引が対象となります。
- ② ①で把握した取引のうち、売掛金や買掛金、約束手形などお金の出入りが後になるものについて、取引条件(締日、引き落とし日)を確認する。
- ③ 臨時的な収支(固定資産の購入や保険金の受取)があれば把握する。
- ④ ①、②、③について、月々(できれば日々が望ましいです)の金額を把握する。
→ 売上、仕入については計上時の金額を帳簿から拾っていき、経費などについてはだいたいの金額を把握する程度でもよいと思います。
- ⑤ ①、②、③を右のような表にまとめていく。

例示

- ・ 売掛金は末日締め、2か月後受取
4月に250万円売上げた→①
- ・ 買掛金は末日締め、1ヶ月後支払
4月に250万円仕入れ→②、5月に180万円仕入れた→③
- ・ 給料は毎月100万円→④、水道光熱費は毎月10万円→⑤
支払っている。
- ・ 固定資産の購入などは予定されていない。

単位:万円

	4月	5月	6月
現金期首残高	500	390	30
売掛金受取	0	0	① 250
買掛金支払	0	② △250	③ △180
給与支払	④ △100	④ △100	④ △100
水道光熱費支払	⑤ △10	⑤ △10	⑤ △10
現金期末残高	390	30	△10

資金繰り表を作成するためには、特に売掛金、買掛金などの収支タイミングを適切に把握することが重要です。

今回は、資金繰り表の利用方法について解説いたします。

(孝志洋)

◆◆◆ 相続税の改正 ◆◆◆

資産税係

先日行われた研修会の内容を毎月少しずつ紹介します。第1回目は、相続税の改正内容のうち、基礎控除の減額および税率変更についてです。

◇ 相続税の基礎控除が現行の6割に縮小されます。(平成27年1月1日以後の相続から適用)

現行: 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数 ⇒ 改正後: 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

◇ 相続税の税率が変わります。(平成27年1月1日以後の相続から適用)

現行		
取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円



改正後		
取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

高額な遺産取得者ほど税率が引き上げられます。



◇ 相続税の改正前後による相続税の違い

例えば、相続人が子供3人の場合の相続税額は下の図ようになります。

課税財産	相続税額	
	現行	改正後
8,000万円の場合	ゼロ	330万円
1.5億円の場合	900万円	1,440万円
10億円の場合	3億1,900万円	3億5,000万円
20億円の場合	8億1,900万円	8億5,760万円

(坂田)

◆◆◆ 建退共制度について ◆◆◆

建退共制度とは、建設業の事業主が「建設業退職金共済事業本部」と退職金共済契約を結んで、建設現場で働く労働者の退職金を準備する制度です。退職金の支払いは、その労働者が建設業界の中で働くことを辞めた場合に、機構が直接労働者に退職金を支払うことになります。

掛金は、機構が労働者ごとに交付する共済手帳にその労働者の実働日数に応じた共済証紙を貼ることで証明されます。

共済証紙には、赤色(中小事業主に雇われる労働者のための証紙)と青色(大手事業主に雇われる労働者のための証紙)の2種類があり、どちらも1日券と10日券があります。この証紙ですが、事業主が払い込む掛金として貼付することにより全額経費となります。また労働者の給与所得にも含まれませんので、所得税の源泉徴収の対象になりません。

但し、一括購入しても共済手帳に貼付しない場合は経費として認められませんのでご注意ください。

(天羽)

研修会・懇親会 好評のうち終了しました!!

< 研修会 講師のご紹介 >

- ・社会保険労務士・キャリアカウンセラー
貴場 恵子 氏
- ・さくら税理士法人 税理士 坂田 美佐
- ・元日本代表 サッカー解説者
北澤 豪 氏

< 研修会・懇親会の様子 >



< 懇親会 アトラクション >

KOMA Ensemble (コマ・アンサンブル)

ご参加いただきました皆様、
ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同
心よりお待ちしております。

インターンシップ【9/19UP】

「さくらのBLOG」紹介

当事務所では、毎年インターンシップの受入れをしています。
9月8日より1週間、四国大学の学生(男子)が研修生として勉強に來られました。
最終日に、感想をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

9月8日から9月12日までインターンシップとして研修させていただきました。

研修初日は少し不安でしたが事務所に入ってみると、雰囲気良くて優しい人たちがばかりで気が楽になりました。

仕事内容も分かりやすく教えてくださりとても感謝しています。お世話になりました。

1週間で様々な仕事を体験し学ぶことができ、充実した日々になりました。

これからの就職活動にいかして頑張っていきたいです。短い間でしたがありがとうございました。

K.M (研修生)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株式会社さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181